

《論説》

## 公訴時効論(1 未完)

——公訴時効の廃止・再延長と遡及適用——

新 倉 修

### 1 プロローグ

2010年4月27日に、第174国会・衆議院本会議は、午後1時2分に開会し、「刑法及び刑事訴訟法の一部を改正する法律案」(内閣提出、参議院送付)について、まず動議により議題とすることに決し、その上で、法務委員長(滝実・民主党奈良2区)の報告の後、委員長報告のとおり可決した。ついで議題には2つの法案がかけられ、いくらか質疑がなされたが、全体として50分後に散会した。議決は起立によるもので、議長(横路孝弘・民主党、ただし会派は無所属。北海道1区)は起立多数と認めた<sup>1)</sup>。

1) 衆議院本会議2010年4月27日会議録第26号。なお、参議院法務委員会ニュース4月16日、20日、23日、27日も参照。全体の流れについては、菱沼誠一「公訴時効の廃止及び延長等が実現へ～刑法及び刑事訴訟法の一部改正法案～」立法と調査303号(2010年)3頁以下。また、批判的な意見としては、白取祐司「公訴時効の廃止」法律時報83巻5号(2010年)2頁以下、白取祐司・岩村智文・片山徒有「座談会・公訴時効廃止法批判」世界2010年6月号65頁以下、松宮孝明「刑事時効見直しの動きと問題点—公訴時効と刑の時効を含めて」季刊刑事弁護62号(2010年)8頁以下、三島聰「逆風」のなかの公訴時効—「見えにくい」利益の保護をめぐって法律時報81巻9号(2008年)2頁、河合幹雄「公訴時効廃止は被害者のためになるのか」世界2009年10月号57頁以下、道谷卓「公訴時効をめぐる最近の動向—法務省・公訴時効勉強会の最終報告について—」姫路法学50号(2009年)5頁以下。これに対して、刑事法ジャーナル18号(2009年)の特集「公訴時効制度の在り方」は比較的積極的な意見を掲載している。たとえば、川出敏裕「公訴時効制度の見直し論について」同15頁以下、原田和往「日本における公訴時効制度の現状」同22頁以下、小池信太郎「ドイツにおける公訴時効制度の現状」同29頁以下、亀井源太郎「アメリカ合衆国における公訴時効制度の現状」同36頁以下。

## 公訴時効論（1 未完）（新倉）

かえりみれば、2010 年 3 月 12 日に参議院に提出された第 53 号法案は、同年 3 月 31 日に参議院法務委員会に付託されて、4 月 13 日には同委員会で可決され、翌 14 日に本会議において投票総数 217、賛成票 210、反対票 7 で可決された<sup>2)</sup>。即日衆議院に回付された法案は、直ちに衆議院法務委員会に付託されて、同月 27 日に可決され、冒頭に紹介したように本会議において即日可決された。公布にあたっても、即日公布・施行という異例の手続がとられた。新聞報道によれば、4 月 28 日午前 0 時に公訴時効が完成するはずであった岡山県倉敷市の夫婦殺害住居放火事件が、新法のいわゆる遡及適用による時効廃止の適用第一号にあたるという<sup>3)</sup>。ということは、駆け込みで即時適用を必要としているのは、さしあたって外のことになる。改めて、公訴時効の廃止・再延長と遡及適用の問題について、これまでの議論の過程をふりかえり、問題点を指摘したい。

手短に問題の状況をスケッチすると、次のようになる。

第一に、国会は、内閣の提案に基づいて、「人を死亡させる罪であって禁錮以上の刑に当たるもの」という特別のカテゴリーの犯罪について、法定刑に応じて、死刑に当たる罪について公訴時効を廃止し、無期の懲役または禁錮に当たる罪について公訴時効を 30 年に再延長し、長期 20 年の懲役または禁錮に当たる罪について公訴時効を 20 年とし、これ以外の罪につい

2) 参議院本会議 2010 年 4 月 14 日会議録第 16 号。参議院法務委員会議事録第 7 号 2010 年 4 月 1 日、第 8 号同月 6 日、第 9 号同月 8 日、第 10 号同月 13 日。

3) 読売新聞 2010 年 4 月 28 日付 31 面によると、事件は、1995 年 4 月 28 日未明、角南（すなみ）春彦さん（当時 70 歳）と妻・翠（みどり）さん（同 66 歳）の住宅が全焼。焼け跡から、頭部のない 2 人の遺体が見つかった。事件で兄夫婦を失った岡山市南区に住む弟（76）は、「優しい兄夫婦がタケノコを掘って持ってきてくれていたのはこの季節。タケノコを見るだけで事件を思い出す」という。27 日夕、即日施行されたとの知らせを聞いた瞬間、「これ以上の供養はない」と涙を流し、「犯人には死ぬまで、苦しみを胸に刻んでほしい」と言葉に力を込めた。また、毎日新聞 2010 年 4 月 28 日付 30 面（市川明代）によると、95 年に起きた東京都八王子市スーパー強盗殺人事件で亡くなった桜美林高校 2 年、矢吹恵さん（当時 17 歳）の両親は「これで永遠に犯人を追い詰めることができるので、遺族として安堵しています。犯人は逮捕されるか自首しない限り、普通の生活は送れないのだから早く自首して罪を償ってほしい」などとコメントを出した。

ては公訴時効を10年とする(刑事訴訟法250条新1項。凶悪・重大な犯罪についての公訴時効の廃止・再延長)。

次に公訴時効の改正規定は、施行以前に行われた犯罪であってまだ公訴時効が完成していないものについては、2004年の刑法等の一部改正法<sup>4)</sup>附則3条2項にかかわらず、直ちに適用される(いわゆる遡及適用)。

さらに、公訴時効の見直しに関連して、刑の時効の規定も見直して、死刑について時効を廃止し、無期の懲役または禁錮について、20年を30年に延長し、10年以上の有期の懲役または禁錮について、15年を20年に延長する(刑法新31条および32条。刑の時効の再度の見直し)。

今次の新法は、凶悪・重大な事件に対処するとして法定刑と公訴時効期間を見直した2004年の改正との関連で、その必要性と妥当性が問われるだけではなく、国際的に見ると、国際犯罪として国際刑事裁判所の対象犯罪ともなっている集団殺害犯罪の防止および処罰に関する条約(ジェノサイド条約)<sup>5)</sup>や戦争および人道に対する犯罪に対する時効不適用条約<sup>6)</sup>の批准を怠ってきたところとの政策的・理論的な整合性や妥当性も問われることになっている。さらにまた、いわゆる遡及適用問題については、2004年改正法が附則3条2項で、「なお従前の例による」として、時効が完成していない罪について遡及適用を認めなかったこととの整合性も問われるだけではなく、時効が完成した場合でも「凶悪・重大な犯罪」について遡及適用すべきではないかという一部意見にどう反論するかという問題を残すことになった。

さらに言えば、死刑制度を維持しつつ、死刑にかかる罪について公訴

4) 刑法等の一部を改正する法律(平成16年法律第156号)。松本裕=佐藤弘規「刑法等の一部を改正する法律について」法曹時報57巻4号(2005年)68頁、高崎秀雄「凶悪・重大犯罪に対処するための刑事法の整備に関する要綱(骨子)」ジュリスト1276号(2004号)46頁以下、長沼範良「公訴時効期間の見直し」刑法雑誌46巻1号(2006年)43頁以下、道谷卓「公訴時効の本質——平成17年公訴時効規定改正をふまえて」姫路法学45巻(2006年)51頁以下。

5) 1948年12月9日の国際連合総会第3回会期決議260A(III)

6) 1968年11月26日の国際連合総会第23回会期決議239I(XXIII)

## 公訴時効論（1 未完）（新倉）

時効も刑の時効も廃止することによって、個人の死活に関わる利益（もつといえ、個人の生命への権利）に優位する、いわば絶対的な権限を国家に付与することを意味し、またこれによって、国家の刑事政策が「トレランス・ゼロ」の方向に大きく舵を切るという意味があると言わざるを得ない。これは、集団虐殺犯罪などが国際法上時効不適用のものとすることと比べて、一見すると同じようであるけれど、実はまったく方向性が違うという点も、忘れずに指摘しておかなければならない。すなわち、集団虐殺犯罪などは、国家の名において、国家の機関が行う最悪の国際犯罪であって、これを処罰するのに時効の壁を取り除くのは、国家による犯罪を抑止することを目指すのに対して、殺人などの個人の法益に対する犯罪について時効を廃止することは、一部の犯罪被害者ないしその家族・遺族の断ち切れない「思い」を重視することによって、有限の手段と目的に限定して、国民をはじめすべての個人の幸福を実現する統治をめざすという近代的な国家に課された限定的な役割を転換して、臣民に対する生殺与奪権を含む絶対的な権限をふるった絶対主義国家を復活させるという思考の転換がはかられていると言わざるをえない。

ここで一編の文学作品を紹介したい。それは、仇討ちが当たり前であった時代を題材として、復讐の限界と復讐を超えた人間的・社会的な意義を考えさせるものである。すなわち、菊池寛は「恩讐の彼方に」という作品<sup>7)</sup>を通して、若い頃に愛妾との密通をとがめられた男（市九郎）が、ふとしたことで逆上して、主人を殺害するという大罪を犯し、その愛妾とともに出奔して、東山街道に茶屋を構え、旅人を強殺するという荒んだ生活を送っている内に嫌気がさして、諸国を放浪するようになり、美濃国の淨願寺の高僧（現往明遍大徳衲）に会って改心し、了海と名を改め諸国を行脚するなかで、豊前の国・山国谷の「鎖渡し」という難所において、切り立った道を踏み外し、多ければ年に10人も落命することを知り、洞門を掘ることを

---

7) 菊池寛「恩讐の彼方に」(<http://www.aozora.gr.jp/cards/000083/files/495-19866html>)

思い立った。その後、殺害した主人の遺児（実之助）が成人して、敵を突き止めて、仇を討とうとするのに対して、洞門の完成まで猶予を求めた。超人的な仕事ぶりを実見し、長期にわたる猶予にしづれを切らして、その遺児も、いつしか洞門を掘るのを手伝うに至り、有余年にして洞門が開通した暁に、首を差し出す下手人に対して、仇討ちを心がけていた遺児は、洞門の完成をともに祝い、手を取り合って泣いたというのが、この作品の粗筋である。了海が槌を下ろしてから21年目、美之助が了海に会ってから1年6ヶ月後に、洞門は開通した。結末は次のようにある。

「いざ、実之助殿、約束の日じや。お切りなされい。かかる法悦の真ん中に往生いたすなれば、極楽淨土に生ること、必定疑いなしじや。いざお切りなされい。明日ともなれば、石工共が、妨げいたそう、いざお切りなされい」と、彼のしわがれた声が洞窟の夜の空気に響いた。が、実之助は、了海の前に手を拱（こまね）いて座ったまま、涙にむせんでいるばかりであった。心の底から湧き出する歓喜に泣く渦（しな）びた老僧を見ていると、彼を敵として殺すことなどは、思い及ばぬことであった。敵を討つなどという心よりも、このかよわい人間の双の腕（かいな）によって成し遂げられた偉業に対する驚異と感激の心とで、胸がいっぱいであった。彼はいざり寄りながら、再び老僧の手をとった。二人はそこにすべてを忘れて、感激の涙にむせび合うのであった。

ここには、憎しみと仇討ち=私的制裁を肯定する文化的な脈絡が、公共の利益（洞門の開鑿）の共同の実現というプロセスを通じて、信頼と共同事業の完成というプラスの価値を実現するものに転換する可能性と妥当性について、深い問いかけがある。仇討ちが実現されれば、洞門は完成されることなく、住民は交通の難所に相変わらず悩まされることになる。かといって、公儀（幕府）も住民も、洞門を完成させるために仇討ちの中止・中断・停止を求めるというような干渉もいっさいしていない。また公儀が、仇討ちという公秩序の実現を強制しているわけではなく、仇討ちがなされなければ、お家の再興がかなわないだけであり、身分制社会の中での生存を求

めなければ、心の安寧を実現することはできるという「緩い社会秩序」が前提になっているのかもしれない。つまり、宗門人別帳や隣組などによる相互監視のシステムはあるものの、逃散や出奔などのドロップアウトが可能であった。仏門に帰依するというドロップアウトも、社会的に許容された生き方であって、これも重要なモメントであったであろう。さらに言葉を継げば、「逃げ得を許さない」として公訴時効や刑の時効の廃止・再延長によって「規範意識を覚醒・強化する」という方策が、鳩山由紀夫首相（当時）その人が掲げる「友愛」社会の実現という大きな目標とどのような意味で整合性をもちうるのか、という大きな問い合わせが残されている<sup>8)</sup>。

## 2 経過

まず、今回の法改正は、2004年によって、公訴時効が延長されたが、法律施行前の行為についてはなお「従前の例による」（附則3条2項）のに対して、刑事訴訟法250条1項を繰り下げる新たに条文を設けて「人を死亡させた罪であって禁錮以上の刑に当たるもの（死刑に当たるものを除く。）」という特別のカテゴリーの犯罪については、無期の懲役または禁錮に当たる罪については、30年とし（これまで10年とされていたものを15年に延長していた）、長期20年の懲役または禁錮に当たる罪については20年とし（これまで長期15年以上の懲役または禁錮に当たる罪について10年であった）、それ以外の罪については10年としつつ（長期15年未満の懲役または禁錮に当たる罪について7年であった。長期10年未満の懲役または禁錮に当たる罪について5年であった。また長期5年未満の懲役もしくは禁錮または罰金に当たる罪について3年であった。拘留または科料に当たる罪については1年であった。）、改めて刑事訴訟法250条2項において、それ以外の罪すなわち「人を死亡させた罪であって禁錮以上の刑に当たるもの以外の罪については、」2004年改正法をそのまま引き継いだ。

---

8) 小林正弥『友愛革命は可能か』平凡社新書（2010年）参照。

また、これに併せて、刑の時効についても改めて、刑法31条で「刑(死刑を除く。)の言い渡しを受けた者は、時効によりその執行の免除を得る。」として、死刑の時効も廃止し、それ以外の刑について、刑法32条の規定を改めて時効期間を延長した。すなわち、無期の懲役または禁錮については20年であったものを30年とし、10年以上の有期の懲役または禁錮については15年であったものを20年とし、3年以上10年未満の懲役または禁錮については、10年のまととし、3年未満の懲役または禁錮については5年のまととし、罰金については3年、拘留、科料及び没収については1年のまととしている。

このような内容のものが短期間のうちに法案にまとめられて、議会での修正もなく、可決成立、公布・施行された過程に問題はないのであろうか。

### 一 2004年改正の経緯

周知のように、公訴時効が改正されたのは、2004年の「刑法等の一部を改正する法律」(平成16年法律第156号)による。これについては、改正に至る経緯や法制審議会・刑事法特別部会と衆議院法務委員会・参議院法務委員会での審議の過程について、道谷卓准教授によって詳細に紹介・検討されている(道谷卓「公訴時効の本質」前掲注4・姫路法学45号51頁以下、特に72頁以下参照。)ので、ここでの詳述は避ける。

道谷氏の整理によれば、「そもそも、公訴時効規定が改訂(重大犯罪の時効延長)されることになったきっかけは、昨今の人々の生命や身体に重大な危害を及ぼす凶悪犯罪の増加にあり、近年、わが国では治安の悪化が叫ばれ、その要因の一つとして重大犯罪の増加があげられることによるところが大きい。」という点にある。

そのことを背景として、第二次小泉純一郎内閣において2003年12月に犯罪対策閣僚会議(座長・福田康夫官房長官(当時))が、「犯罪に強い社会の実現のための行動計画」をとりまとめて、その中で「凶悪犯罪等に関する罰則」の整備が掲げられた。さらに野沢太三法務大臣が、このような動

## 公訴時効論（1 未完）（新倉）

きを受けて、法制審議会に対して、5項目からなる「要綱（骨子）」について諮詢 69 号を出した。要綱の 5 つの項目は次の通りである。

- 一 有期の懲役および禁錮の法定刑の上限を改正すること
- 二 強制わいせつ、強姦および強姦致死傷の各罪等の法定刑を改正すること
- 三 殺人罪等の法定刑を改正すること
- 四 傷害および傷害致死の各罪等の法定刑を改正すること
- 五 公訴時効期間を改正すること

法制審議会は、2004 年 2 月 16 日の第 142 回会議（総会）で諮詢について検討し、その内容に関して総会としては概ね賛同する方向にあることを示した上で、さらに専門的な立場から検討すべきであるとして、「刑事法（凶悪・重大犯罪関係）部会」で審議することを決した（道谷・前掲 74 頁）。

刑事法部会は、2004 年 4 月 19 日から 7 月 30 日まで合計 5 回にわたり審議して、結局、次のような事務局の説明を基に審議が進められることになった。

「要綱（骨子）第五におきましては、公訴時効制度が、無罪の推定が働きます公訴提起前の時点において、国の公訴権を消滅させ、刑罰権を実現することができないようにするものでありますことから、有罪裁判確定後において刑罰権を消滅させる制度として、刑法第三二条に規定されております刑の時効の期間との整合性をも念頭に置きつつ、法定刑が重い罪について、公訴時効期間を延長することとしたものであります。そこで、殺人罪のように、法定刑中に死刑の定めがある罪につきましては、現在の一五年から二五年に、強姦致死傷罪のように、法定刑中の最も重い刑が無期の懲役又は禁錮である罪につきましては、現在の一〇年から一五年に、それぞれ公訴時効期間を延ばすこととしております。また、要綱（骨子）第一の一において、有期刑の法定刑の上限を一五年から二〇年に引き上げるものとしており、今回の要綱（骨子）の関係では、強姦罪や傷害致死罪のほか、傷害罪などのように、法

定刑中で最も重い刑がこの一五年から二〇年の有期刑になるものが生じることになります。そこで、現行法では一〇年以上一五年以下の懲役又は禁錮の定めがある罪の公訴時効期間が七年とされておりますことから、この上に、新たに一〇年という公訴時効期間のランクを設けることとするものであります。」

そして、要綱(骨子)第五の公訴時効期間の改正については、賛成14名、反対2名の賛成多数により可決された(道谷・前掲103頁)。また法制審議会は、2004年9月8日の総会において、刑事法(凶悪・重大犯罪関係)部会の報告を承認し、答申することとした。事務局での立案作業を経て、「刑法等の一部を改正する法律案」として2004年10月12日に閣議決定され、第161回臨時国会に内閣から提出された。

法案を先議することになった衆議院は、2004年11月2日に法務委員会に付託し、11月9日に提案理由の説明があって、同日から同月16日まで合計4日間の(9日、10日、12日、16日)に審議され、可決された。その中で、11月10日に、参考人として、東京都立大学法学部長・前田雅英、日本弁護士連合会副会長・弁護士・大塚明の各氏が公訴時効に関する意見を述べた(道谷・前掲104頁以下参照)。

参議院は、11月19日に法務委員会に付託することを決めて、25日に提案理由の説明を受け、30日に、参考人として、日本弁護士連合会刑事法制委員会委員長・弁護士・神洋明ほか2名が意見を述べたが、公訴時効について意見を述べたのは神弁護士だけであった(道谷・前掲106頁参照)。結局、同日の内に、法案は賛成多数をもって可決成立することになった。参議院本会議は、明けて12月1日に賛成多数によって原案通り、「刑法等の一部を改正する法律案」を成立させた(道谷・前掲106頁参照。)。

## 二 2010年改正の発端

事柄の発端は、自由民主党・公明党との連立による麻生太郎内閣当時、2009年1月に法務省の「凶悪・重大事件に関する公訴時効の在り方に関する

## 公訴時効論（1 未完）（新倉）

る省内勉強会」がつくられたことにある。これは、森英介法務大臣の下で、早川忠孝政務官が中心となったと伝えられている。勉強会は同年3月31日に中間報告として「凶悪・重大事件の公訴時効のあり方～当面の検討結果の取りまとめ」を発表し、見直しの仕方について4つの案があるとし、①公訴時効を廃止すること、②公訴時効の期間を再度延長すること、③DNA型情報等により被告人を特定して起訴する制度を実施すること、④検察官の裁判所に対する請求により公訴時効を停止（延長）させる制度を導入することという提案を行った<sup>9)</sup>。その後、パブリック・コメントなどを募りつつ、7月15日に最終意見書「凶悪・重大事件の公訴時効の在り方について～制度見直しの方向性～」を発表した。この段階で、殺人罪などの重大な生命侵害犯については公訴時効を廃止し、それ以外の罪についても公訴時効の延長を求めるものとしつつ、遡及適用についてはなお検討を要するとしていた<sup>10)</sup>。

これに対して、民主党は、衆議院選挙用の「政策集 INDEX 2009」を発表し、「公訴時効のあり方については、法定刑に死刑が含まれる重罪事案のうち特に犯情悪質な事案について、検察官の請求によって裁判所が公訴時効の中斷を認める制度を検討します。」とした（同13頁）<sup>11)</sup>。

2009年8月30日の第45回総選挙を受けて、同年9月16日に認証式があって鳩山由紀夫内閣が発足し、千葉景子法務大臣、加藤公一副大臣、中村哲治政務官が就任した。この段階では、公訴時効見直し案が法制審議会に諮問されるかどうかについては流動的であると伝えられていた。

### 三 法制審議会への諮問

千葉法相は、2009年10月23日付で法制審議会に対して諮問第89号を発して「近年における凶悪・重大犯罪をめぐる諸事情にかんがみ、公訴時

9) 法務省法制審議会刑事法（公訴時効関係）部会第1回会議（平成21年11月16日）配付資料3

10) 法務省法制審議会刑事法（公訴時効関係）部会第1回会議（平成21年11月16日）配付資料4

11) <http://www.dpj.or.jp/policy/manifesto/seisaku2009/img/INDEX2009.pdf>

効の在り方等を見直す必要があると思われるので、左記の事項を始め、その法整備の要綱骨子を示されたい。」を諮詢した。その内容は、3点にわたり「一 凶悪・重大犯罪の公訴時効見直しの具体的在り方、二 現に時効が進行中の事件の取扱い、三 刑の時効見直しの具体的在り方」というものであった。

これを受けて、法制審議会は2009年10月28日の第160回総会を開いたが、その際に配付資料として「凶悪・重大事件の公訴時効の在り方について～当面の検討結果の取りまとめ」「凶悪・重大事件の公訴時効の在り方について～制度見直しの方向性」「『凶悪・重大事件の公訴時効の在り方』に関する意見募集結果（概要）」がつけられており、直ちに刑事法（公訴時効関係）部会を設置することが決せられた<sup>12)</sup>。なお、部会の構成員については、青山善充・法制審議会会长に委ねられた。

刑事法（公訴時効関係）部会は、2009年11月16日に第1回会議を開き<sup>13)</sup>、2010年2月8日の第8回会議で答申案を決定した<sup>14)</sup>。要綱第1につ

12) 法制審議会第160回審議録9~16頁。<http://www.moj.go.jp/content/000005081.pdf>

13) 委員は15名、井田良（慶應義塾大学大学院教授）、井上宏（最高検察庁検事）、井上正仁（東京大学大学院教授）、岩井宣子（専修大学大学院教授）、岡村勲（全国犯罪被害者の会代表幹事）、小川正持（最高裁判所事務総局刑事局長）、甲斐行夫（法務省大臣官房審議官）、金高雅仁（警察庁刑事局長）、酒巻匡（京都大学大学院教授）、椎橋隆幸（中央大学大学院教授）、神洋明（弁護士、第一東京弁護士会）、西川克行（法務省刑事局長）、西田典之（学習院大学教授。法制審議会委員）、三好幹夫（東京地方裁判所判事）、横井弘明（弁護士、第二東京弁護士会）。幹事は7名、川出敏裕（東京大学大学院教授）、河本雅也（最高裁判所事務総局刑事局第二課長）、菊池浩（法務省刑事局参事官）、辻裕教（法務省刑事局刑事企画課長）、辻義之（警察庁刑事局刑事企画課長）、藤本治彦（内閣法制局参事官）、山下幸夫（弁護士、東京弁護士会）。このほか、関係官として、松尾浩也（法務省特別顧問）が列席した。第1回会議では、互選の結果、井上正仁が部会長に就任した。後にいわゆる充て職の幹事が交替し、法務省刑事局刑事法制管理官が辻裕教から岩尾信行に、警察庁刑事局刑事企画課長が辻義之から室城信行に代わった。

14) 法制審議会刑事法（公訴時効関係）部会第8回会議（平成22年2月8日）審議録18~19頁。なお、要綱（骨子）案に対して「時効中断公告制度の新設」という修正案が提案されたが、賛成2、反対12で否決された。<http://www.moj.go.jp/content/000023375.pdf>

## 公訴時効論（1 未完）（新倉）

いては賛成 11、反対 3、要綱 2 については賛成 10、反対 4、要綱 3 については賛成 12、反対 2 という結果であった。

法制審議会は、同月 24 日に第 162 回会議を開き、井上正仁・部会長の報告を受けて審議の結果、会長を除く出席委員 15 名中、賛成 14、反対 1 で、要綱を採択した<sup>15)</sup>。

ここで法制審議会答申に至る経過をふりかえると、千葉法務大臣が就任した段階で、民主党の選挙公約である「政策集 INDEX 2009」に従って、公訴時効の廃止・再延長ではなく、新しい時効中断制度の検討を行うという方向性も想定し得たと言ってもよいであろう。しかし現実には、法務省勉強会「最終取りまとめ」に基づいて、法制審議会に諮問するという政策転換が行われた。この間の経緯は説明がなく、まったく不透明である。

### 四 法務省政策審議会での議論

そこで、法制審議会刑事法（公訴時効関係）部会とほぼ並行して開かれていた法務省政策会議での議論を整理して、その経緯をたどってみることにする。法務省政策会議は、他の省庁における政策会議と同じく、これまで自民党などが政策審議会での議論やすりあわせを通じて国会提出前に法案について意見を述べる機会を保障するとともに、議員・議員秘書などの政

15) 法制審議会第 162 回議事録 9~31 頁。構成員は、会長が青山善充（明治大学法科大学院教授、法科大学院長）、委員は、安倍嘉人（東京高裁長官）、伊藤鉄男（次長検事）、猪口孝（新潟県立大学学長）、今田幸子（独立行政法人労働政策研究・研修機構特任研究員）、岡田ヒロミ（消費生活専門相談員）、川端博（明治大学法科大学院専任教授）、北村敬子（中央大学教授）、古賀伸明 U（日本労働組合総連合会会長）、櫻田嘉章（甲南大学法科大学院教授）、佐々木かおり（株式会社イー・ワーマン代表取締役社長）、佐藤友美子（財団法人サントリー文化財団上席研究フェロー）、徳永文一（読売新聞東京本社論説委員会副委員長）、戸松秀典（学習院大学法科大学院教授）、西田典之（学習院大学教授）、野村豊弘（学校法人学習院常務理事、学習院大学法学部教授）、萩原敏孝（株式会社小松製作所相談役・特別顧問）、八丁地隆（株式会社日立製作所代表執行役 執行役副社長）、水野武夫（弁護士、大阪弁護士会所属）。幹事は、戸倉三郎（最高裁事務総局総務局長）、西川克行（法務省刑事局長）、原優（法務省民事局長）。

策勉強会を通じて立法や行政に影響力を及ぼしてきたのに対して、民主党が旧来の政策審議会方式に代えて、政党主導による行政への関与をねらいとして、新たに設けたものである。法務省では、2009年10月15日に第1回政策会議が開かれて以来、2010年4月7日に第19回政策会議が開かれたが、ほぼ月に2回、つまり2週間毎のペースで開かれてきたが、11月は祝日であった11月3日を除いて毎週火曜日に開かれ、1月・2月も第8回から第13回まで年賀休み明けの14日から、20日、27日、3日、10日、17日とほぼ毎週開かれたが、第16回の2月24日までの間に19日と22日に第14回と第15回の日程が入れられた。公訴時効制度については3月3日に開かれた第16回政策会議で、国会提出法案についての説明がなされ、議事要旨によれば、出席議員から法案を容認する発言がなされて、いくらか注文がつけられた状況が記録されており、政策会議での議論は収束していった。その間、政党レベルで被害者団体や日弁連などとの意見聴取・意見交換の機会があり、法案が国会に提出され、参議院先議で審議されることになって、参議院法務委員会では2010年4月8日(木)に<sup>16)</sup>、衆議院法務委員会では同月23日(金)に<sup>17)</sup>、それぞれ参考人を呼び質疑がおこなわれた。その後、それぞれの委員会では、委員による質疑が行われ、参議院では4月13日に、仁比聰平議員(日本共産党)を除いて全員が賛成して法案を可決し<sup>18)</sup>、衆議院では4月27日に、反対の討論もなく全会一致で法

16) 第174国会参議院法務委員会会議録第9号・平成22年4月8日(木曜日)。参考人は、中央大学法科大学院・法学部教授・椎橋隆幸、日本弁護士連合会元前副会長・弁護士・細井土夫、全国犯罪被害者の会(あすの会)代表幹事・弁護士・岡村勲、被害者と司法を考える会代表・片山徒有の各氏。

17) 第174国会衆議院法務委員会会議録第9号・平成22年4月23日(金曜日)。参考委任は、東京大学大学院教授・大澤裕、日本弁護士連合会副会長・弁護士・江藤洋一、殺人事件被害者遺族の会「宙の会」代表幹事・小林賢二、被害者と司法を考える会代表・片山徒有の各氏。

18) 第174国会参議院法務委員会会議録第9号・平成22年4月13日(火曜日)。松村龍二議員(自民党)が紹介した民主党・新緑風会・国民新党・日本・自由民主党・改革クラブ、公明党、日本共産党および社会民主党・護憲連合の各派共同提案による「刑法及び刑事訴訟法の一部を改正する法律案に対する附帯決議」が

## 公訴時効論（1 未完）（新倉）

案を可決して、即日本会議に提案され、可決成立した<sup>19)</sup>。

全会一致で採択された。

政府は、本法の施行に当たり、次の事項について格段の配慮をすべきである。

- 一 公訴時効の廃止及びその期間の延長により、捜査が長期にわたる場合が増えることを考慮し、えん罪が発生する余地の内容、捜査資料・証拠物等の適正かつ確実な保管を図るとともに、犯罪検挙率の低下することのないよう、適正迅速な初動捜査態勢の確保、捜査資源の適正かつ効率的な配分及び捜査技術の開発向上等を通じ、捜査力を一層高めること。
- 二 公訴時効の廃止及びその期間の延長によりもたらされる効果について、今後ともその検証に努めること。
- 三 医療事故に起因する業務上過失致死傷事件の処理に当たっては、医療の萎縮効果を生じない運用に努めること。
- 四 殺意の有無により公訴時効期間が大きく異なることにかんがみ、捜査機関がその認定を行うに当たっては、十分な証拠に基づいて適切公平な判断を行なべきよう努めること。
- 五 性犯罪については、被害者等の声を十分に踏まえつつ、罰則の在り方及び公訴時効期間について更に検討すること。
- 六 現在実施されている犯罪被害者等基本計画の検証を十分に行なうとともに、検討中の第二次犯罪被害者等基本計画（仮称）の策定等を通じて、犯罪被害者及びその家族又は遺族の実態も踏まえ、犯罪被害者等に対する必要な施策を一層推進すること。

右決議する。

19) 第 174 国会衆議院法務委員会会議録第 10 号・平成 22 年 4 月 27 日（火曜日）。

自由民主党の稻田朋美議員が紹介した、辻惠議員外二名による民主党・無所属クラブ、自由民主党・無所属の会および公明党の共同提案した「刑法及び刑事訴訟法の一部を改正する法律案に対する附帯決議」が全会一致で採択された。

政府は、本法の施行に当たり、次の事項について格段の配慮をすべきである。

- 一 犯罪から長期間が経過した事件においては、時間の経過による影響を十分に踏まえ、被告人の防御の機会が適切に保障されるよう引き続き配意しつつ、事案の真相が解明されるよう努めること。
- 二 犯人を検挙し、事案の真相を明らかにすることが犯罪被害者等を含めた国民の切なる要望であることにかんがみ、犯人の早期検挙のため、初動捜査を始めとする捜査態勢の充実・強化を図りつつ、捜査技術の開発向上等に努めることにより、捜査力を一層向上させること。
- 三 捜査資源の適正な配分に配慮した柔軟な捜査態勢や、事案の真相解明に資する証拠品及び捜査資料の適正な保管に努めるなど、捜査機関の人的・物的体制の整備に必要な措置を講ずること。
- 四 性犯罪やひき逃げ事案等、人を死亡させた犯罪以外の犯罪についても、事案の実態や犯罪被害者等を含めた国民の意識を十分に踏まえつつ、公訴時効を含めた処罰の在り方について更に検討すること。

**第1回政策会議 (2009年10月15日(木)午前10時30分～11時40分  
衆議院第二議員会館第1会議室)**

千葉大臣も出席して、「私の使命は、マニフェストの内容を推進することである」と抱負を述べている。

**第2回政策会議 (2009年10月21日(木)午後4時～5時10分 参議院議員会館第1会議室)**

これ以降、副大臣と政務官のみが出席し、法務大臣の欠席が恒常化していく。政策転換の時期を推定すれば、第1回政策会議の開かれた10月15日以降から法制審議会諮問第89号が発せられた10月23日までの1週間ほどの間ということになろう。要するに、第2回会議前後である。

**第3回政策会議 (2009年10月27日(水)午前9時～9時48分 衆議院第二議員会館第1会議室)**

ここでは、「公訴時効について、法務省内の勉強会の結論は、何らかの形で活用されるのか。それとも、法制審議会では、その結論と切り離して、別途議論していくのか。」という質問が出たり、「公訴時効について、民主党の「刑罰のあり方に関する検討プロジェクトチーム」で議論した内容を、法制審議会の議論の柱に入れていただきたい。」という要望や「また、捜査機関の力量をどのように高めるかもあわせて議論していくべきである」という注文が出されたり、あるいは「公訴時効の中間取りまとめにおいて、重大犯罪について公訴時効を廃止している外国法制もあるとされているが、その内容について教えていただきたい」という要望が述べられたりしていた<sup>20)</sup>。

---

五 医療事故に対する刑事責任の追及に当たっては、医療行為が患者の生命、身体に一定の危険を及ぼす可能性を内包していることにはかんがみ、これに十分配慮した適切な運用に努めるとともに、その原因究明の在り方について検討すること。

六 捜査機関において、未解決事件の犯罪被害者等との意思疎通を十分図るとともに、現在検討されている第二次犯罪被害者等基本計画（仮称）の策定等を通じて犯罪被害者等のための施策のより一層の充実に努めること。

右決議する。

20) <http://www.moj.go.jp/content/000009584.pdf>

## 公訴時効論（1 未完）（新倉）

この段階ではすでに、法務大臣の諮問第 89 号が法制審議会に対してなされており、政策会議でも資料 2 として「諮問」と「法務大臣発言要旨（平成 21 年 10 月 23 日）」「公訴時効勉強会・中間取りまとめ（概要） 平成 21 年 3 月 法務省刑事局」「公訴時効勉強会・最終取りまとめ 平成 21 年 7 月 法務省刑事局」が配布された。資料を見る限り、政策転換は歴然としていた。

### 第 4 回政策会議（2009 年 11 月 10 日（火）午前 8 時～9 時 12 分 衆議院第二議員会館第 1 会議室）

この段階では、もっぱら公訴時効制度の見直しについて、法務省事務担当者から、法務省「凶悪・重大犯罪の公訴時効の在り方に関する省内勉強会」における検討状況等について、説明があり、民主党事務担当者から、民主党「刑罰のあり方検討プロジェクトチーム」における検討状況等について、2009 年 11 月 10 日付の資料に基づいて説明がなされた。出席議員からは、「民主党が検討している検察官の裁判官に対する請求により公訴時効を中断する方法が妥当だと思う。海外に同様の中断制度は存在するのか。」という意見、「民主党のプロジェクトチームにおいては、検察官の裁判官に対する請求により公訴時効を中断する場合、犯人が特定されていることを要件とすると考えていたのか、それとも、犯人が特定されていなくても請求できると考えていたのか。」や「法務省の勉強会では、検討に当たり、警察庁等と意見交換を行ったのか。」という質問、「事件の発生から長い年数が経った後、実際にはどのような捜査を行っているのか。また時効が延長又は廃止された場合、30 年以上経っても、捜査を続けることが可能なのか。結局、公訴時効制度を見直しても被害者の方々への言い訳となるだけではないか。」という批判、「政治が国民の立場になって決断することが一番大切である。公訴時効制度の見直しに関する日弁連の意見と国民の意見とはかい離していると感じている。今後、決断をする上で、どこまで法制審の答申を尊重するのか。また、法務省の勉強会の意見をどこまで尊重するのか。」という意見、「犯人が明らかになったものの、公訴時効制度の制約により処罰できなかった事例の具体的な内容と犯人が明らかになった経緯を

伺いたい。」や「公訴時効制度が無くなった場合、どのような方法で、どこまで証拠を保存するのか。これまで、公訴時効成立後の証拠品の取扱いはどうのようしているのか。」という質問、「公訴時効を無くして欲しいという国民の声は本当に増えているのか。世論調査の質問の内容等についても、よく精査して判断すべきである。」という指摘、「公訴時効を廃止することが本当に被害者を救うことになるのか議論すべきである。公訴時効制度を廃止する場合は、防御権の問題や、本当に犯人を摘発することができるのかという問題がある。被害者に対して、経済的な援助や精神的なケアをする制度を充実させることの方が重要ではないか。」という指摘、「法制審議会に諮問する際、政務三役でどのような議論がなされたのか教えていただきたい。」という質問、「公訴時効を廃止した場合、犯人が逮捕される可能性はどの程度高まるのか。また、えん罪発生の可能性はどれくらい高まるのか教えていただきたい。」「海外において、事件から30年以上経って逮捕された事案はあるのか。また、犯人の発見に至った理由についてもあわせて教えていただきたい。」「米・英・仏・独以外に、他の国の時効制度についても教えていただきたい。」というように、さまざまなレベルの、さまざまな角度からの意見交換がなされた。

**第5回政策会議(2009年11月17日(火)午前8時~8時43分 参議院議員会館第2・3会議室)**

この段階では、10月23日の諮問に基づいて法制審議会刑事法(公訴時効関係)部会が設置され、第1回会議が前日に開かれるという状況の下で開催された。まず、法務省事務担当者から前回会議で質問のあった時効について、資料1「公訴時効完成後に犯人が判明した事件」として3件(東京都足立区における小学校女性教諭殺人・死体遺棄事件、福岡県北九州市におけるタクシー会社警備員強盗殺人事件、東京都昭島市における主婦殺人事件)の紹介があり、資料2「不起訴事件の記録の保存等に関する現在の取扱いについて」、資料3「諸外国における公訴時効制度について(カナダ、イタリア、ベルギー、韓国)」、資料4「主要国における認知件数、発生率

## 公訴時効論（1 未完）（新倉）

及び検挙率の推移」（日本、フランス、ドイツ、英國、米国の5カ国の比較で、平成21年版犯罪白書による資料）、資料5「諸外国において事件発生から長期間経過後に犯人が判明した事件」（米国：フライバーガー事件、ウォレン事件、ドセット事件、フランス：オート・サヴォア県の事件）について説明があった。これに対して出席議員から、資料について「公訴時効が完成した事件の記録の保存期間は1年とされているが、資料1に記載されている事件については、記録が残っているのか。」「証拠品の還付や所有権放棄に基づく廃棄は、どのような手続で行われているのか。保管継続の必要がないと判断する基準はあるのか。」「資料1は、公訴時効を延長・廃止した場合、どの程度真犯人が見つかるのかという質問に対するものだと思うが、これを分子とし、資料4の殺人事件の数を分母にして、年間約75件が未検挙であるとすると、25年間の分母は約2000件となり、結局、2000分の3程度となるのではないか。」という質問や指摘があり、他方、意見交換としては、「公訴時効の見直しについて、一から議論を行っているのか、それとも以前からの議論をふまえて、細部の議論を行っているのか、基本的なスタンスを教えていただきたい。法務省が、凶悪重大事件についてこそ時効制度を必ずしも残す必要がないと考えるに至った理由を教えていただきたい。」「何年経っても捜査を続けられるような人的・物的体制はあるのか。そのような体制がないまま、ただ公訴時効を廃止するのは、犯罪被害者に対する言い訳だけに過ぎないのではないか。むしろ、正義に反するのではないか。真犯人を捕まえることは正義であると思うが、真犯人ではない人を捕まえるのは不正義である。DNA鑑定などの新しい科学検査は、時間の壁を乗り越えることができるのか。被疑者・被告人の防護体制についても考えながら、公訴時効の在り方を考えていかなければならない。」「政策会議における我々の意見は、今後、どのように活かされていくのか。我が国が公訴時効制度を導入した理由として、証拠の散逸などにより検挙が難しくなることが前提にあると考える。公訴時効を撤廃すれば本当に効果があるのか。未検挙のまま時効を迎ってしまう事件があるのはな

ぜか。その原因が分からなければ、公訴時効を撤廃しても、事件も証拠も溜まっていくばかりである。被害者の感情も大事だが、犯人が見つからないままずっと捜査が続くことは、被害者を社会的に救済することにはならない。」「2005年に議論があり、公訴時効を延長することとなった。その時と2009年を比べても、時効制度の必要性について決定的な否定意見が出ているわけではないと考える。結論的には、今の段階で、拙速に公訴時効制度を廃止すべきではない。刑事事件をきちんと解決するため、どのように変えていくべきかという根本的な問題について議論する必要性がある。犯罪被害者の強い報復感情に傾いて制度を変えるべきではない。むしろ、被害者の被害回復をどのように考えるかについて、もっと議論をすべきである。」「時効制度については、野党時代のプロジェクトチームで一応のとりまとめを行い、悪質な事件について、検察官の請求で時効の延長を1回認めることとしたが、この案が妥当であると考えている。裁判は限られた証拠に基づいて、人間が判断をしている。裁判という社会の仕組みには、当然、限界があることを謙虚に考えるべきである。日本の捜査は、アメリカの捜査と異なり、動機から細かく取り調べる精密司法により行われている。何十年も経過した事件について、伝統的な精密司法を貫徹することは非常に厳しいと思う。」「公訴時効を廃止することにより、捜査が緩んで、かえって検挙率が下がっては元も子もない。やはり時効制度は残すべきであり、民主党PTの結論は妥当であると考えている。」としている。

#### 第6回政策会議(2009年11月24日(火)午前8時~8時55分 参議院議員会館第2・3会議室)

第5回政策会議で配布した資料に基づいて、法務省事務担当者から説明があった。これに対して、出席議員は、「資料1の2つ目の事案について、時効完成後1年で事件記録を廃棄したとの説明があったが、時効完成後1年で記録を廃棄する取扱いは徹底されているのか。例えば、被疑者が外国に逃亡していた場合、時効は停止すると思うが、外国への逃亡に気付かず、本来の時効完成前に書類を廃棄しているケースがあるのではないか。」「公

## 公訴時効論（1 未完）（新倉）

訴時効のあり方については、2005年に議論を行い、殺人罪の公訴時効が15年から25年に延長された。2009年までの4年間で大きく代わったことといえば、犯罪被害者等の時効を廃止すべきだという強い意向である。もちろん、これは重要な問題であるが、時効制度だけで解決する問題ではないし、犯罪被害者等の意向だけを特別事情として制度を変更するのは時期尚早であると考える。」「公訴時効のあり方については、民主党のPTにおいて議論し、犯人が特定でき、ある程度の証拠が確保できている場合には、検察官の請求により裁判所の許可を得て、公訴時効を延長できることとした。民主党がPTを重ねてとりまとめたのであるから、その内容に絞って具体的にどのような問題があるのか議論すべきである。そもそも、公訴時効を撤廃しただけでは、犯罪被害者の感情は変わらない。それどころか20年、30年と苦しみが続くことになる。捜査機関も30年、40年と捜査する必要が生じ、苦しむことになる。それ以外に犯罪被害者を救済する手立てがあるのでないか。もちろん、社会正義を貫くという意味では、犯人の逃げ得を許してはいけないと思う。公訴時効の成立する事件が、年間40件から60件程度もあると聞いたが、なぜ、犯人を逮捕することができないのかが分からぬ。何が時効成立の原因となっているのか追及すべきである。」「実際に捜査を行う警察から話を聞きたい。」「3点ほど質問したい。1 資料1の事例は、どのような基準で抽出したものか。一定の期間を調査したら3件だけ出てきたのか、それとも、何らかの基準により抽出したものか、教えていただきたい。2 時効成立後に犯人が見つかった資料1の事例について、犯罪被害者の方々に状況を説明しているのか、そうであるとすれば、被害者からどのような意見があったのか、教えていただきたい。3 民主党PTの取りまとめ案に基づくと、資料1の事例であれば2つ目の事件しか救われないことになるのではないか。」「民主党PTが取りまとめた案では、無差別殺人のような特に悪質な重大事件について、ある程度の証拠があつて、検察官が立件できると判断した場合に限って、時効延長を請求することができ、かつ、その申立てを裁判官が認めた場合に時効が延長される。

したがって、民主党PTの案では、資料1の3つの事例について、いずれも時効を延長するケースに該当しないと考えている。」「資料1の事例は、いずれも本人の申出で判明しているため、時効を廃止しても、捜査がどこかで完結することを示す例とはなっていないと感じる。」「私は、凶悪事件に対しては厳罰主義の考え方を持っている。被害者がたとえ1名であっても、人を殺した加害者は当然死刑になるべきである。公訴時効が存在すると、犯人が逃亡する一つの目標になってしまう。もし、時効がなかったら、仮に逮捕されなくても犯人は一生おびえて過ごすこととなる。そのような意味でも、凶悪事件に関しては、時効制度を廃すべきであると考える。足利事件では、DNA鑑定の技術が高まり、DNAが一致しなかったため、えん罪発覚の決め手となった。これも事件当時のDNAが残っていたからこそ証明されたのではないか。証拠物件は長期保存するべきだし、殺人事件の時効は廃止すべきだと考える。」「蒸し返しとなるが、資料1の3つの事例は、民主党PTの取りまとめ案では、いずれも救われないと理解してよいか。」なお、政策会議のあり方そのものについて「政策会議は、政務三役の意見をまとめるに当たり、与党議員の意見を聞いて、それを反映させるという位置付けとなっているのか、教えていただきたい。」「政策会議においては、ただ意見を聞くということではなく具体的な政策について議論していくべきである。」「政策会議の議事録要旨を作成・公表しているのであれば、我々の議論は残るのではないか。」「今後、法案を提出したり、法制審に諮問したりする際は、あらかじめ政策会議で与党議員の意見を聞くようにしていただきたい。」

#### 第10回政策会議(2010年1月27日(水)午後4時~4時49分 参議院議員会館第2・3会議室)

「今後、議論していくに当たって参考にしたいので、法制審の公訴時効部会の議論の内容が分かる資料をいただきたい。」という要望が出され、「なぜ、前回改正から5年程度しか経過していない時点で、公訴時効の見直しを検討することになったのか。平成16年時点に比べて、犯罪被害者の方々

## 公訴時効論（1 未完）（新倉）

の声が広がっていることが理由なのか。それとも、別に見直さなければならない理由があるのか教えていただきたい。」とか、「公訴時効の見直しに関する時効の犯罪類型について、人を死亡させたことがポイントとなっているが、殺人未遂のように結果として人が死ななかった場合は、この対象から外れることになるのか教えていただきたい。また、例えば、傷害致死などは殺人未遂よりもかなり重い罪だと思っているが、この点について、法制審で議論があったのかどうか教えていただきたい。」とか、「時効の在り方に関する法制審において、子どもを被害者とする犯罪について、時効を停止又は延長するというような、何か特別な取扱いをすべきではないかという問題意識が出ているか教えていただきたい。」とか、「公訴時効の資料1、第2のC-1として、被告人をDNA型情報等によって特定し、氏名等による特定はしないまま起訴する制度と記載されているが、この内容について説明していただきたい。」という要望が出された。

### 第12回政策会議（2010年2月10日（水）午後4時～5時6分 衆議院第二議員会館第1会議室）

その後、政策会議では議題にもされず、法制審議会刑事法（公訴時効関係）部会第8回会議で要綱案が採択された2日後に開かれた第12回政策会議では、法制審議会刑事法（公訴時効関係）部会要綱（骨子）案について説明がなされた模様であるが、これについて出席議員からの発言は議事要旨にも収録されていない。

### 第13回政策会議（2010年2月17日（水）午後4時5分～5時5分 衆議院第二議員会館第1会議室）

しかしその後、政策会議での追及は急を告げ、第13回政策会議では、千葉大臣が久しぶり出席して冒頭挨拶（どのような挨拶かは議事要旨には収録されていない）をして、法制審議会に会社法制の見直しについて諮問した件のほか、死刑や公訴時効などの「基本的法制度に関する内閣府世論調査結果について」加藤副大臣から説明があり、その後で、法制審議会刑事法（公訴時効関係）部会要綱（骨子）案について、法務省事務担当者から説

明があった。これに対して、出席議員からは「公訴時効の問題について、与党側の意見を聞く機会をどのようなスケジュールで設けるのか伺いたい。法案を確定するまでの議論の場を保証してもらいたい。法制審では憲法39条に触れないという意見が多数だったという説明があったが、趣旨からするとおかしな話だと私は思う。そのあたりの議論についてきちんとなされたという形跡も、これまで法制審の議事録からはうかがえない。捜査機関の対応能力が限られている中、時効を廃止したり大幅に延長したりすると、真犯人をより見付けることができるようになるのか、あるいはまた、捜査がどのように充実すると検挙率が上がるのか、などについてまったく議論がされていない中で、被害者の方々の思いがあるから、その思いにこたえた方がいいというのは、感情論にすぎないのでないだろうか。また、5年前の改正についての検証も、充分になされていない。さらに、捜査担当者にとって、時効制度が存在するため、捜査がやりにくくというような実状がそもそもあるのかどうか、あるいは、もっと捜査したかったのにできなかつたという状況があるのかという調査も含めて、時効制度の見直しによって捜査がどれだけ充実するのかということを検討した上で判断しても遅くないと思う。」という意見が出され、さらに「事実状態の尊重、証拠の散逸、処罰感情の沈静化という時効制度の3つの趣旨について、今回の改正との関係でどのように考えているのか教えていただきたい。私は改正そのものには賛成であるが、法律の趣旨との価値判断について議論が必要だと考えている。また、犯人が捕まってみないと殺人か傷害致死か分からぬといいうような事案について、殺人であるという前提の下に、時効はないこととするのか教えていただきたい。」という批判もなされ、「取調べの方法をどのように強化すれば、取調べの質が落ちないのかという点について、現場の意見を聞いてみたい。」という意見も示された。

**第14回政策会議 (2010年2月19日(金)午前11時~12時20分 衆議院第一議員会館民主党A会議室)**

それから2日後に開かれた第14回政策会議では、公訴時効制度の見直

## 公訴時効論（1 未完）（新倉）

しについて通常国会提出予定の法律の案について法務省事務担当者から説明がなされた。これに対して出席議員からは「時効の遡及効について、法制審の場では、憲法 39 条違反にならないという意見が多数だったという話であるけれども、適用違憲説を探っている学説もある。また、手続規定は憲法 39 条の類推にならないということであるが、その場合、刑法 6 条との関係がどのようになるのか教えていただきたい。法定刑に死刑が存するかどうかで時効の廃止か否かを判断すると、例えば、人を死亡させた時に故意の場合、すなわち犯情が必ずしも重いとはいえない結果的加重犯についても時効を廃止することになる。一方、犯罪被害者の立場からみれば同じく命を奪われた危険運転致死や自動車運転過失致死、傷害致死等では時効が廃止とならない。また、強盗致死の場合、事後強盗の場合には時効が廃止になるけれども、強姦に伴う強姦致死の場合は、時効の廃止とならない。結論に均衡を欠いているのではないか。」という強い批判がなされ、次いで「時効制度の趣旨との関係で政府三役がどのような解釈をしているかということを伺いたい。また、民主党の考え方と違う部分について、どのような議論をしたのか教えていただきたい。どちらの案も良いところと悪いところがある。PT の考え方は検察官の請求によるので、いろいろな判断要素を考えられるという柔軟性があるし、時効があることにより、証拠を一度見返すという機会があることが良い面かもしれない。ただ、一方で、そもそも事件の存在自体が捜査官に分からない事案についてどのように考えるかという問題もある。」という意見もあり、さらに「例えば、捜査当局の現場で何が足りないのかという意見を出してもらいたい。むしろ、これをチャンスととらえて、捜査能力が下がらないようにするには、何が必要なのかという現場の要望を具体的に出してもらいたい。そのような要望をすり合わせていくことによって、早く結論を出していきたい。」という折衷的な意見も出るようになり、「日本の刑事司法の根本を変えるのだから、あらゆるチャンネルを使って意見を聴取する、あるいは、時間をかけて党内で議論する必要がある。日本の刑事司法は冤罪を発生させないために様々

な仕組みを採り入れている。冤罪をどのように防止するか、ここをしっかりと議論しないといけないと思う。」という意見もあり、「検察官が不起訴にする場合は、不起訴裁定書を作っているのか。また、犯人が分からぬ事件や警察で捜査されている事件についても、検察庁は不起訴裁定書を作っているのか。また、犯人が分からぬ場合に、どのように不起訴裁定書を作るのかという点について教えていただきたい。」という注文や、「犯罪被害者の皆さんの感情にどのようにこたえるのかという点については、公訴時効を撤廃することだけが答えではないと思う。公訴時効を撤廃した場合には、後で冤罪と分かった事例について、真犯人に關しどのような取扱いとなるのか教えていただきたい。」という質問、「時効間際に、処理をいつたん見返して判断しなければならないことで一つの区切りになっているという思いがある。現実の結果なり効果が出なければ、感情的に一部癒されるに過ぎない。検挙できる体制をどのようにしていくのかという観点で、意見を聞いていきたいと思う。」という意見、「審議会はあくまでも専門家の意見を聞く場であり、それを受けどう判断するかは政治が決めることがある。捜査能力や捜査方法がどのようにになっているのかというような実態に沿った議論をする必要がある。」という意見が示された。

#### **第15回政策会議(2010年2月22日(月)午後5時~5時46分 衆議院第二議員会館第1会議室)**

さらにそれから3日後に開かれた第15回政策会議では、副大臣から公訴時効制度の見直しについて通常国会提出予定の法律の案について説明がなされた。これに対して出席した議員は、「民主党ではPTを設置して検討してきたが、そこで見落としていた問題点があるというのであれば、もう一回、議論し直せばいいのではないか。政策集インデックス2009と異なる案については、議論をどのようにしていくのか。」という強い疑問が表明され、次いで「時効の遡及適用の問題は、我々が罪刑法定主義やその派生原理をいかに厳格に解釈するかどうかという問題である。我々の政権は、前政権以上にこの点を厳格に解釈する立場をとるべきだと思う。」という意

## 公訴時効論（1 未完）（新倉）

見が示され、「要綱案と時効中断案を比較している資料2について、時効中断案の1つめの囲みに足立区の事案が記載されているが、時効が完成したからこそ告白したのではないかという指摘もあり得る。また、2つ目の囲みは、証拠裁判主義でいえば、どちらの案であっても証拠を残さない場合は有罪にならないと思う。3つ目の囲みは検察官の恣意的運用が危惧されるという意見だと思うが、その危惧は裁判所の許可という要件で乗り越えられないかなどという余地もあると思う。この比較表については、いろいろな意見が出てくると思うので、議論させていただきたい。」という批判的な意見も出された。

### 第17回政策会議（2010年3月3日（水）午前8時20分～8時55分 衆議院第二議員会館第1会議室）

さらに翌週に開かれた第17回政策会議では、副大臣から公訴時効制度の見直しについて説明があった後で、出席議員から「事件の真相が解明されず、犯人が捕まらないことについて、捜査の能力に根本的な問題があると思っている。そのような問題も一方で視野に入れながら、今後も考えていくなくてはいけない。」という別の展開を示唆する意見があったほか、「犯罪被害者の方の声を聞くことも大事であるが、犯罪被害者をどのように社会が救済するのか、あるいは、犯罪被害者を大事にしていく社会を作っていくのかを考えることが大切である。犯罪被害者の方の要望の中に、捜査状況の情報を伝えて欲しいというものがあるので、すべてをオープンにとは言わないが、最大限言えるところまで公開していくことができるようにお願いしたい。」という新しい要望や、「公訴時効の廃止を含む見直しについて、党あるいは政府で取り組むというのであれば、譲歩せざるを得ないと思っている。一方で、公訴時効だけ廃止し、取調べは相変わらずということでは、非常にバランスを欠くことになると思う。取調べの可視化について速やかに導入するというようなメッセージを発していただきたいと思う。」という意見が表明されて、ここで議論は沈静化していくことになったようである。

## 民主党・自民党のヒアリング

この間、民主党は、独自にヒアリングを行い、2010年2月9日(火)には、被害者団体のうち、「宙の会」と「被害者と司法を考える会」がヒアリングを受けた。また自由民主党も、政策調査会法務委員会(委員長・森雅子・参議院議員・福島選挙区)が2010年2月23日(火)に党本部会議室で、被害者団体のヒアリングを行い、あすの会、宙の会、被害者と司法を考える会、ポエナ、交通事故遺族の会、地下鉄サリン事件被害者の会などが意見を述べた。

また、日本弁護士連合会は、2009年6月11日に「凶悪・重大事件の公訴時効の在り方に関する意見書」の中で、法務省の「取りまとめ」に示された案のいずれにも反対であるとしている<sup>21)</sup>。

被害者団体の要望を集約したものは必ずしも判然としないが、たとえば2009年2月28日には、公訴時効廃止・停止を求める遺族会「宙(そら)の会」が発足して、6月11日に時効撤廃などを求める嘆願書と、趣旨に賛同する約4万5000人分の署名を森英介法相(当時)あてに提出した<sup>22)</sup>。あすの会(全国犯罪被害者の会)も同年10月2日に同趣旨の要望書を千葉法務大臣宛に提出している<sup>23)</sup>。また、被害者と司法を考える会は、2009年6月9日に「公訴時効問題の考え方」を発表した<sup>24)</sup>。

(未完)

21) <http://www.nichibenren.or.jp/ja/opinion/report/data/090611.pdf>

22) [http://8108.teacup.com/y\\_masago/bbs/65](http://8108.teacup.com/y_masago/bbs/65); <http://www.47news.jp/CN/200906/CN2009061101000258.html>

23) 「公訴時効廃止の要望書」。<http://www.navs.jp/report/1/opinion2/2009-10-2.pdf>

24) <http://victimandlaw.org/>